

介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令等の一部を改正する政令案
新旧対照条文 目次

○ 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十年政令第四百十三号）（抄）（第一条関係） | 1

○ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有する
ものとされた介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（抄）（第二条関係） | 3

○ 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十年政令第四百十三号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（平成三十年度の概算負担調整基準額）</p> <p>第六条 平成三十年度の法附則第十一条第三項に規定する政令で定める額は、四万三千八十四円とする。</p> <p>（平成二十九年度の法附則第十一条第八項に規定する政令で定める割合）</p> <p>第七条 （略）</p> <p>（平成三十年度の法附則第十一条第八項に規定する政令で定める割合）</p> <p>第八条 平成三十年度の法附則第十一条第八項に規定する政令で定める割合は、百分の一とする。</p> <p>（平成二十九年度の法附則第十二条第八項に規定する政令で定める割合）</p> <p>第九条 （略）</p> <p>（平成三十年度の法附則第十二条第八項に規定する政令で定める割合）</p> <p>第十条 平成三十年度の法附則第十二条第八項に規定する政令で定める割合は、百分の一とする。</p>	<p>附則</p> <p>（新設）</p> <p>（平成二十九年度の法附則第十一条第八項に規定する政令で定める割合）</p> <p>第六条 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（平成二十九年度の法附則第十二条第八項に規定する政令で定める割合）</p> <p>第七条 （略）</p> <p>（新設）</p>



○ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（平成三十年年度の概算負担調整基準額）</p> <p>第四条 平成三十年年度の法附則第九条第三項に規定する政令で定める額は、四万三千八十四円とする。</p> <p>（平成二十九年年度の法附則第九条第八項に規定する政令で定める割合）</p> <p>第五条 （略）</p> <p>（平成三十年年度の法附則第九条第八項に規定する政令で定める割合）</p> <p>第六条 平成三十年年度の法附則第九条第八項に規定する政令で定める割合は、百分の一とする。</p> <p>（平成二十九年年度の法附則第十条第八項に規定する政令で定める割合）</p> <p>第七条 （略）</p> <p>（平成三十年年度の法附則第十条第八項に規定する政令で定める割合）</p> <p>第八条 平成三十年年度の法附則第十条第八項に規定する政令で定め</p>	<p>附 則</p> <p>（新設）</p> <p>（平成二十九年年度の法附則第九条第八項に規定する政令で定める割合）</p> <p>第四条 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（平成二十九年年度の法附則第十条第八項に規定する政令で定める割合）</p> <p>第五条 （略）</p> <p>（新設）</p>

る割合は、百分の一とする。